

パブリックコメント一覧

NO	都民意見の概要	意見に対する都の考え方
1 事業者団体		
	東京都が原料原産地表示を行うべき加工食品だと意図しているのは、家庭向けの調理冷凍食品と解釈してよろしいか確認したい。	今回、原料原産地表示を行うべき加工食品は、国内で加工される消費者向けの調理冷凍食品としています。
2 消費者団体等		
	原料原産地を行う目的を明確にする必要がある。ただ、表示をするということではかえって表示が複雑となり、消費者にとってはわかりにくく、ただ「書いてある」という事実があるだけで、誰も利用しない表示になってしまうことが危惧される。 また、原料原産地表示をすれば安全確保につながるということではないことを、きちんと消費者に情報提供する必要がある。原産地表示から安全性についての判断ができるかのような錯覚をしている消費者も多いのではないかと。	原料原産地表示の目的は、消費者が食品を購入するにあたり、選択を行うための情報提供の手段であると考えます。 食品表示の制度については、今後もわかりやすく周知を図っていきます。
	加工食品すべてではなく、「調理冷凍食品」を対象としたのはなぜか。	調理冷凍食品について、都民の不安が高まっていること、消費量が増大し、都民に密着した食品であることが挙げられます。この不安を解消するためにも、まずは、調理冷凍食品に原料原産地表示を導入することが、現時点で適当であると考えています。
	「原材料として使用されているものすべて」ではなく、「原材料の重量に占める割合を上位3位まで」としたのはなぜか。	表示すべき原材料の範囲を、上位3位かつ重量割合を5%以上としたのは、その商品の特徴づける主要な原材料についての情報提供が、消費者の選択に資すると考えたためです。すべての原材料の原産地を表示させることは、事業者の過重な負担となり、実効性の観点から難しいと考えます。 なお、上位3位でかつ重量割合の5%以上とする考え方は、JAS法に定める冷凍野菜の原料原産地の表示と同様の考え方です。

NO	都民意見の概要	意見に対する都の考え方
	原料原産地表示をするためには、原料の選定、受注管理、生産計画を綿密に行う必要がある。その取組が十分でないまま、表示することだけを事業者へ求めても、事業者の負担が重くなるだけである。	「都の考え方」では、表示すべき原材料の種類やその範囲を限定し、また表示の方法に省略規定を設けるなど、事業者の実効性にも配慮しています。
	食品を提供する事業者は、品質を保証するために、使用する原材料について詳細に把握し、顧客から問い合わせがあった場合には答えられるようにする必要がある。また、何か問題があった場合には、原産地に遡れるシステムを構築する必要がある。今回の「都の考え方」がこの取組をすすめるためのインセンティブであれば、その旨も答申案に明記すべきである。	今回の原料原産地表示は、消費者の選択に資する情報提供を目的とするものです。
	国産の原材料だけではまかなえず、海外の材料に頼っていることを知ってもらうことが目的であれば、使用している原材料の国産と海外産の比率を表示することも一つの方法かもしれない。	
	安全性確保のためであれば、保存方法や調理方法をわかりやすく表示することも得策である。	
	省略規定の考え方は賛成であるが、この方法を採用すれば、調理冷凍食品だけでなく、他の加工食品すべてに原料原産地表示を導入してもよいのではないか。	2 を御参照下さい。
3 消費者団体等		
	ファミリーレストランやファーストフード店等だけでなく、学校給食でも、調理冷凍食品が頻繁に使われている。業務用の調理冷凍食品も表示の義務付けの対象とすべき。	原料原産地表示は、すべての加工食品について行うことが消費者にとっては最も望ましいものと考えますが、当面、最優先をすべきものは、一般消費者向けの調理冷凍食品であると考えています。
	生鮮品に近いものは、原産地(海域)、加工地をそれぞれ並列して表示する必要がある。	原料原産地の表示方法は、JAS 法に準拠した方法を考えています。

NO	都民意見の概要	意見に対する都の考え方
	表示は、大きく、分かりやすく、また国名等は統一した表記にすべき。	表示の大きさや、国名等の表示については、JAS 法に準拠した方法を考えています。
	売り場で手にとった時に包材または売場の表示で分かるようにすべき。ネットで調べる、電話で問い合わせるなどの方法では、購入前に確認することが難しい。	「都の考え方」では、原則は容器包装への表示としていますが、省略規定を設け、ホームページ等での情報提供も可能としています。 原料原産地については、消費者が、必要だと思ったときに、情報を入手できる仕組みを構築することが重要であると考えます。
4 事業者		
	今回の規定は義務なのか任意なのかを確認したい。	消費生活条例第 16 条に基づく義務規定です。
	任意で表示した場合でも容器包装の表示は困難である。ホームページで情報開示した場合でも、可能性表示にならざるを得ない。	「都の考え方」では、原則は容器包装への表示としていますが、省略規定を設け、ホームページ等での情報提供も可能としています。その際は、JAS 法に準拠し、実績に基づいて表示することも可能としています。
	3 位かつ 5 %以上の基準の妥当性はあるのか。従来同様、原産地表示の考え方は 50 %以上の原材料について対象とするのが妥当ではないか。	2 をご参照下さい。
	国からもガイドラインが出されているが、国との整合性をとってほしい。メーカーは混乱するだけである。	「都の考え方」と、国のガイドラインについては、矛盾はないものと考えます。
5 消費者団体等		
	原産地は出来る限りすべての原材料について把握できることが望ましいが、とりあえずは、都の考え方に基づき、調理冷凍食品の原料原産地表示を徹底することを望む。	御意見として承ります。

NO	都民意見の概要	意見に対する都の考え方
6 消費者団体等		
	刺身の盛り合わせも、原産地表示を義務付けることが必要ではないか	2 を御参照下さい。
	アレルギーなどトラブルをおこす品数が増えている現在、原材料の重量に占める割合によってではなく、全材料表示義務化が必要ではないか。	2 を御参照下さい。
	キャリーオーバーが問題になっているが、それに対する方策は立てているのでしょうか。	添加物以外の原材料表示については、キャリーオーバーの規定はありません。
7 生活協同組合		
	国産の原材料を使用した加工食品を消費者が選択できる一助となる今回の制度については賛成。	賛成の御意見として承ります。
	食品メーカーの実効性を把握した上で、制度設計と施行を行ってほしい。原料の手配先を変更するため適切に表示することが難しいものがある。無理な表示がかえって消費者を混乱させないようにしてほしい。HP、FAX、電話等での対応にもその管理に相応のコストが必要。商品価格に転嫁され、さらに消費者の負担が増えることが懸念される。	2 を御参照下さい。
	冷凍加工食品以外にも適用すべき食品がある。 100%ジュース、小麦粉、八割蕎麦、刺身の三点盛りなど原料のほとんどが特定できる加工食品でも適用されていないものがある。これらの適用拡大も併せて検討すべき。 チルドの餃子やハンバーグも対象にすべき。	2 を御参照下さい。
	食の安全に関する施策について、啓蒙を行うことも重要である。 まず、正しく判断できる消費者を育てるため、食の安全に関する国や行政の施策の正しい啓蒙を望む。	御意見として承ります。

NO	都民意見の概要	意見に対する都の考え方
8	事業者団体	
	加工食品の原材料は、複雑・多岐にわたることが多く、原産地をその都度適切に表示することが事業者にとって大きな負担となる可能性が高い。特に、中小企業が相当数を占める我が国の食品産業において影響は甚大である。	2 を御参照下さい。
	加工食品は、原材料の安定的かつリスク分散を配慮した複数の地域、国、納入業者から調達することが多く、これらが変わることに表示を変えることはコストの増加となるばかりでなく、表示ミスを引き起こす要因ともなりかねない。	
	原材料構成は、元来複雑なだけに、管理が十分でなければ表示ミスの原因ともなりやすく、意図的な偽造は論外としても製品回収等の事態の増加が懸念される。近年、必ずしも健康被害とは無関係な回収等の事例が多い中、この表示による状況の変化は、企業のみならず、社会的にも大きな損失となりかねない。	
	JAS法が義務化する20食品群の原産地表示は、その趣旨として原材料の品質が最終加工食品の品質に影響する場合で、かつ表示すべき原材料の配合比率が50%を超える場合となっている。原材料表示の趣旨・目的が異なる規制の並存は、現在でも分かりにくいといわれる表示に、新たな消費者への混乱・誤解を与えることが懸念される。	2 を御参照下さい。
	インターネット等の表示を講じても、原料調達や生産管理のシステムを変更するためには、技術的問題、時間的制限、コスト増加などの多くの課題が存在する。	2 を御参照下さい。

NO	都民意見の概要	意見に対する都の考え方
	国際的にも原料原産地表示は共通の取組（CODEX 等）となっていない中で、我が国の先行的な実施は、食品規制の国際的整合性を欠く要因を作ることになる。	今回の制度については、WTO 通報を行う予定です。
	新たな原料原産地表示の実施は、既存の食品表示の中でも、大きな変更であり、恐らく「アレルギー表示」の制度が導入された際と同様の負担が必要な大きな改定と推察される。食品流通が広域化、複雑化している中で、国や自治体がそれぞれの義務規定を設けることは、事業者には多大な負担を課すだけでなく、社会的にも問題であると考えられる。	食品表示のような制度は、本来全国的な問題として、国がそのあり方を検討すべきものと考えます。今回、都が調理冷凍食品の原料原産地表示に取り組むことにより、国が制度を構築するきっかけにならると考えています。 将来、国が同様の制度を構築した際には、それらとの整合性を図ってまいります。
9 消費者団体等		
	消費者が求めているのは、安全が担保された素性の明らかな商品であり、今回の取組みは、商品の履歴を明確にするの一助に大きな役割を果たすと考える。	賛成の御意見として承ります。
	今回の表示の具体案は、諸状況を踏まえての対応として賛同する。特に表示の方法については、容器包装面に限らず、ホームページやその他で情報開示できるような柔軟性を求める。なお、表示の実施に当たっては、中小事業者の困難な課題も考慮し、都の支援等を検討してほしい。	御意見として承ります。
	食育の充実・強化に取り組んでほしい。外国産原材料に依拠している私たちの食生活は、食料事情を視野に入れ、何をどのように食べるかの視点を持った食育の取組が問われていると考えます。	御意見として承ります。
	食生活・消費生活に資する食品の表示のあり方として、限られた包材面に何を表示すべきかなど、表示のあり方を追求してほしい。	御意見として承ります。

NO	都民意見の概要	意見に対する都の考え方
10	生活協同組合	
	今回のパブリックコメントの提出期間が12日と短いことは大変遺憾である。	御意見として承ります。
	都が加工食品の原料原産地表示の拡充の検討を始めたことは歓迎する。	賛成の御意見として承ります。
	すべての加工食品を対象としてほしい。今回は調理冷凍食品で汚染事故が起きたが、食品の安全を脅かす事故等は調理冷凍食品だけではない。	2 を御参照下さい。
	表示すべき原材料の種類について、小麦粉、そば粉等の加工度の低い中間原材料は生鮮原料の生産国を表示してほしい。	調理冷凍食品の原材料に使用される加工食品は、多種類の原材料で構成される加工度の高い食品もあり、個々の原産地を正確に確認することは困難と考えられます。また、最終加工地を原料原産地として記載すると、原材料に外国産のものを使用しても、国内で加工した場合、国産となり、都民に誤解を与えかねません。実効性を十分考慮し、誤解を与えない制度となるよう、表示すべき原材料の種類は、生鮮食品及び生鮮に近い加工食品を対象とすることが適当であると考えています。
	国に表示原料範囲の拡大を要請してほしい。20品目の表示原料範囲を広げるよう、国への働きかけを要望する。	御意見として承ります。
	牛肉やビーフエキスは、「特定原材料」として、表示してほしい。BSE リスクとの関係から、消費者の関心が高い原材料なので、「特定原材料」として、配合率に関係なく、原産地表示を義務付けることを要望する。このほか、表示の要望が高い原材料について、消費者の声を聞いて追加を検討してほしい。	2 を御参照下さい。
	容器包装への表示を原則とし、安易な代替表示とはならないようにしてほしい。省略規定に関しては、猶予期間及び省略できる商品の表面積等の条件を定め、安易に代替表示とならないよう留意されることを望む。	御意見として承ります。

NO	都民意見の概要	意見に対する都の考え方
	複数の原産国の表示に関して、国とも協議して事業者が対応可能で、より誤解が少ない表示方法を検討してほしい。わずかしが使用していないのに、使用していることが優良誤認されないよう検討を望む。	複数の原産国の表示については、JAS 法に準拠した方法を考えています。
	制度の運用にあたり、混乱が起きないように十分な指導と調整を要望する。	制度の周知等を十分に行うことを予定しています。
	中小、零細企業等に配慮した運用を望む。説明会の実施、情報システム等の支援、融資などの経済的支援、猶予期間の設定の検討を要望する。	
11 消費者団体等		
	調理冷凍食品に限らず、全加工食品を対象とすべきである。消費者が原料の原産地を知りたいというニーズは調理冷凍食品に限らない。	2 を御参照下さい。
	生鮮食品及び生鮮食品に近い加工食品に限らず、全ての原材料を対象とすべきである。全加工食品について原材料の産地が表示されていれば原材料が加工食品で「一般的なもの」であっても表示は可能と考える。	10 を御参照下さい。
	原材料の重量に占める割合3位、かつ5%にこだわらず、全て表示し消費者が判断できるようにする。全てを表示することで、いかに外国産の原材料が使われていることがわかる。それにより消費者自らが食の状況について考え、食物を選択、摂食していくことが可能となる。	2 を御参照下さい。
12 生活協同組合		
	原材料の重量に占める4位以下のものでも、その性質によっては表示したほうが良いものもありうるので、これらについては自主的な任意表示とすべきであると考える。また、原産国が複数にわたる場合は、その国と構成割合なども表示すべきである。	「都の考え方」は任意表示を妨げるものではありません。 また、複数の原産国の表示については、JAS 法に準拠した方法を考えています。

NO	都民意見の概要	意見に対する都の考え方
	ホームページでも良いとする考え方は柔軟であり、実施しやすい方法であると考ええる。なお、ポップなどに記載する店頭表示などの方法を含めて、実施方法は多様性をもたせるべきであると考ええる。	御意見として承ります。
	優良誤認のおそれのある表示方法を例示して、これを避けるよう事業者へ注意をよびかけるとともに、告示にもその旨を記載すべきである。	表示方法については、JAS 法に準拠した方法を考えています。
	都の制度は、全国的な対応をとらざるを得ない事情があるので、この点を十分配慮した制度とされるよう望む。	制度の周知等を十分行うことを予定しています。
13 事業者		
	原料原産地を情報提供する趣旨は大いに賛同するが、限られた商品パッケージに表示することは難しい場合があるため、農林水産省のガイドラインと同様に、ホームページやポップ等他の方法を含めた推奨とすることが適当と考える。	御意見として承ります。
	国際情勢の影響等から、原料の調達先の変更を余儀なく実施することがある。原料原産地を変更する度に商品パッケージ表示を変えることは、コストの増加や表示ミスを誘発するとともに、包装資材の廃棄による資源の浪費や環境への付加が増大することになる。	御意見として承ります。
	調理冷凍食品の買い控えが発生している原因は、特定の国で生産される食品についての不信感があるためで、調理冷凍食品だけを対象とすることについて理解できない。	2 及び 2 を御参照下さい。
	原材料の表示義務化については、JAS 法に基づいて審議が行われ、範囲の拡大が進められており、国と異なる規制は、消費者や食品事業者を含めた全ての関係者に混乱を与えることが懸念される。	8 を御参照下さい。

NO	都民意見の概要	意見に対する都の考え方
14 消費者団体等		
	加工食品の原料原産地表示は、調理冷凍食品だけでなく、すべての加工食品を対象とすべきである。まず、調理冷凍食品を対象とした表示制度をスタートさせた後、より広い範囲の加工食品の原料原産地表示を実現させてほしい。	2 を御参照下さい。
	加工食品の製造・流通段階においてのトレーサビリティを確保するためには、その製品の製造者及び製造場所が重要な情報である。現状では販売事業者のみが記載されているものもある。加工食品の製造者及び製造地の記載を義務付けるべきである。	食品衛生法に基づく表示基準は、原則として「製造所の所在地」及び「製造者の氏名」の表示を義務付けています。しかし、製造者と販売事業者との合意により、あらかじめ厚生労働大臣に届け出た場合には、製造所固有記号をもって、例外的に販売事業者を表示することは可能です。
	原料原産地の表示場所については、容器包装への記載以外に、HP、電話やFAXでの対応も可としているが、HPへの掲載を原則とするべき。電話やFAXでの個人的な問い合わせのみの対応では、表示されているとはいえない。限られた要件の場合のみとすべき。	「都の考え方」では、原則は容器包装への表示としていますが、省略規定を設け、ホームページや、電話、ファクシミリでの情報提供も可能としています。これらの個別対応によっても、消費者は原料原産地の情報を入手できるものと考えます。
15 生活協同組合		
	消費者の不安に対して、都が積極的に対応しようとする姿勢を評価する。国の表示制度を上回る原料原産地表示を都が行うことについて支持する。	賛成の御意見として承ります。
	業務用を含めた検討を望む。消費者の不安を減らすためにも、対象を業務用も含めて検討を進めてほしい。	3 を御参照下さい。
	冷凍加工食品にとどまらず、加工食品一般についても幅広く検討すべきである。	2 を御参照下さい。
	原料の原産地表示だけは不足であり、原料の原料に含まれる添加物や残留農薬、遺伝子組み換え作物なども含めて表示すべきである	御意見として承ります。
	都独自の検討をもとに、国に対しても表示制度改正を求めることを検討してほしい。	8 を御参照下さい。

NO	都民意見の概要	意見に対する都の考え方
16 生活協同組合		
	<p>表示制度は、生産・流通の現状から、基本的には国による法整備を基本としてすすめ、地方行政は国の法体系のもと、地域特有の事項について条例化などをすすめていくことが合理的と考える。今回の東京都の提案は、消費者の要望に緊急に 대응するという点で理解ができるが、中長期的には国による法制化を促進することを重点にすることが望ましい。都は生産・流通の現状を踏まえ、国に表示制度の改善を強く求め、消費者の要望に応えていただきたい。</p>	<p>8 を御参照下さい。</p>
17 生活協同組合		
	<p>都が、近年増大している消費者の食の不安に対して、積極的に対応しようとする姿勢を評価する。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p>
	<p>家庭内で消費する食品に限定せず、業務用を含めて検討を進めてほしい。</p>	<p>3 を御参照下さい。</p>
	<p>冷凍加工食品だけにとどまらず、加工食品一般についても幅広く検討すべき</p>	<p>2 を御参照下さい。</p>
	<p>原料の原料に含まれる添加物や残留農薬、遺伝子組み換え作物などを含めて表示すべきである。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
	<p>国に対しても制度改正を求めるなども検討してほしい。</p>	<p>8 を御参照下さい。</p>
18 消費者		
	<p>個々の原材料の原産地表示を確認することは、製造者にとって非常に困難とありますが、「都の考え方」資料3-2（冷凍天ぷらそばの原料原産地）のような理解しにくい分類ではなくて、一般的に私たちが手にとってわかるような表示なら、製造者も困難ではないのではないのでしょうか。製造者ありきではなく、消費者の視点で考えてください。</p>	<p>御意見として承ります。</p>

NO	都民意見の概要	意見に対する都の考え方
	調理冷凍食品の原材料として、海外の小麦を原料に用い、日本で小麦に製粉したら、製造地は国産になってもかまわないですが、小麦の産地を書いてほしい。	10 を御参照下さい。
	重量5%の規定ははずしてほしい。また一律に上位3位までとは決めないでほしい。	2 を御参照下さい。
	商品名に冠するものだけでなく、(全てを)表示してください。	
	東京都消費生活対策審議会の名簿を見て、大学教授と男性が多いのはよくない。一般の公募都民がいないのが残念である。製造者や消費者団体の人も入っていないといけない。	御意見として承ります。
19 生活協同組合		
	消費者が抱えている食の不安に対して、都が国の基準を上回る表示に対応していることを支持する。	賛成の御意見として承ります。
	消費者の不安は業務用にも及んでいる、対象は業務用も含めて検討してほしい。	3 を御参照下さい。
	国外で調理加工した食品にまで対象を広げることを要望する。	海外で製造された加工食品については、JAS 法に基づき原産国表示が義務付けられています。
	原産地表示だけでなく、原料に含まれる添加物や残留農薬、遺伝子組み換え作物なども含め表示するよう求める。消費者が選ぶときの基準として役立つ情報が包材に記載されるよう進めてほしい。	御意見として承ります。
20 事業者団体		
	原料原産地を広範に義務付けている国はなく、諸外国では原料原産地に関する商慣行もないため、製造事業者が取引相手から原料原産地情報を入手できない場合がある。また、日本向けの原材料のみに原料原産地情報を要求することとなる結果、原材料の調達が困難になる場合も想定される。	2 を御参照下さい。

NO	都民意見の概要	意見に対する都の考え方
	加工食品は、最終製品の品質及び生産量の安定等を図るため、原料の調達先・配合等を複数化し、かつ頻繁に変更している。原産地の変更と包材あるいはホームページ等の変更とのタイミングを一致させるための管理は、特に多数の中小零細な食品製造事業者にとって難しい問題である。表示ミスが起きる可能性が格段に高まるとともに、包材ロスが相当の量となり、環境への負荷が増大することが懸念される。	2 を御参照下さい。
	穀物等の国際需給の構造的変化が著しく、国際価格が高騰・高止まりしている状況の下で、原料原産地表示の義務付けは、産地の固定化など食品製造事業者の原料調達が制限され、企業活動が大きな制約を受けることとなる。このことは、食品の安定供給に支障を生じることにつながりかねない。	
	食品の流通が広域化している中で、義務表示の範囲が出荷地域先により異なることは、地方の中小零細事業者に対して大きな影響を与えることになるので、このことに十分配慮する必要がある。	制度の周知等を十分に行う予定です。
	加工食品の品質及び安全性は、メーカーのたゆまない向上・改善努力を踏まえた原材料管理を含む品質管理と技術によって維持されており、直接、原料の原産地によって維持されるものではない。	原料原産地表示の目的は、消費者が食品を購入するにあたり、選択を行うための情報提供の手段であると考えます。
21 消費者団体等		
	原料の原産国と原産地の正確な定義がなされていない。	原産国と原産地については、JAS 法に準じて考えています。

NO	都民意見の概要	意見に対する都の考え方
	原産国・地表示は単に安全だけの一義的なものではない。消費者の経済的公正・公平の確立を目指すものである。消費と安全・経済と環境との調整について	御意見として承ります。
	世界経済 WTO (世界貿易機関) の変化をどう考えているのか。	
	輸入食品の表示の適正化と消費者の 4 大権利及び原産国・地表示について	
	生鮮第一次食材の原産国・地表示が認められ、小出しに加工食品の表示が動き出した。それにしても 20 年後「表示の非関税障壁」聞かされるとは。WTO も環境と経済を認識しているのですが。	
22 消費者団体等		
	表示すべき原材料の種類について、油脂類、砂糖類などの一般的な加工食品を対象としていない。自給率が低い中で、すべて国産の原材料を使用して製品を作ることが難しいとあるが、消費者の知る権利として、加工食品の一般的なものも原産地表示はするべきである。原産国の把握が困難は理由にならない。	10 を御参照下さい。
23 消費者団体等		
	調理冷凍食品を対象とすることは必要であり、他の食品への波及効果が期待できる。しかし波及効果を期待するだけでなく、今回の表示基準を第 1 段階として、順次畜肉加工製品など加工食品全般に拡大してゆくべきである。	御意見として承ります。
	食品の原産地表示は、消費者の知る権利、選択の権利を保障するものであるとの考え方を基本的考え方に明示すべきである。	今回の制度は、消費生活条例の趣旨に照らし、実施するものです。
	今回の表示が調理冷凍食品を対象とするなら、生鮮食品と生鮮に近い加工食品を対象とすることもやむを得ない。ただし、外国産小麦を例にした場合、小麦粉の製造地が国産になること自体が問題であると考えられる。	御意見として承ります。

NO	都民意見の概要	意見に対する都の考え方
	原材料の重量に占める割合上位 3 位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が 5 %以上との点は、「かつ」ではなく、上位 3 位まで、もしくは原材料に占める割合が 5 %以上のものとすべきである。商品名に冠したものは当然である。	2 を御参照下さい。
	容器包装への表示が原則であることを事業者へ広報すること。省略規定を設ける場合の電話対応については、フリーダイヤルにするなど、消費者の費用負担のない方法を例示すべき。	3 を御参照下さい。
	都が国に先駆けて加工食品原材料原産地の表示に取り組んだことを高く評価する。	賛成の御意見として承ります。
24 消費者団体等		
	原産地の表示は絶対に必要である。原料がどのような過程で流れてくるのか、トレーサビリティを把握できるかにかかっている。	御意見として承ります。
	小麦で輸入し、国内で小麦粉にする場合については食料生産が世界的に広がっている現在は、原料の輸入国は必要ではないか。	10 を御参照下さい。
	調理冷凍加工品は、消費拡大に伴い、表示は重要。野菜の輸入も増えていることから、原産国表示は絶対に必要ではないか。	御意見として承ります。
	原材料の自給率が低いものほど原産国表示は必要。小麦等は特に低いが、表示すべき種類のパーセントの検討ができないか。	御意見として承ります。
	都が国に先駆けて、条例化することは賛成である。しかし、条例の範囲（都内だけの規制）となるのが心配であり、国への要請を求める。	8 を御参照下さい。
	審議会では一般の消費者の声を反映してほしい。毎日食するのは消費者であり、専門家だけで固めないことを希望する。	御意見として承ります。